

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名： R7徳土 鳴門総合運動公園 鳴・撫養立岩 野球場スコアボード改修工事

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
本工事は、鳴門総合運動公園の野球場のスコアボードを改修するものである。 既存スコアボード棟への大型映像装置（以下「装置」という。）の設置にあたっては、クレーンによる荷揚げ作業を伴うことから、装置が損傷することがないように、装置の保護をはじめ、荷振れを考慮した作業範囲の事前検討のほか、気象条件を考慮して施工する必要がある。 また、本工事の完成後にグラウンド改修工事を行うことから、工事に遅れが生じないよう資機材の調達はじめとした、適切な工程管理を行う必要がある。 さらに、別途発注工事の建築工事、電気工事、管工事、空調工事、外構工事、グラウンド改修工事などの現場と輻輳することから、受注者は工事間で工程の調整を行うとともに、円滑に工事を進捗させる必要がある。 なお、本工事の受注者は、建築工事（1）の受注者が労働災害を防止するために設置する協議組織や発注者が開催する定例会議に参加する必要がある。 これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。 ①装置を損傷しないようにするための工夫 ②適切な工程管理を行うための工夫 ③別途発注工事と円滑に工事を進捗させるための工夫	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名 : R7徳土 鳴門総合運動公園 鳴・撫養立岩 野球場スコアボード改修工事

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
---------	------------------

具体的な施工計画

①装置を損傷しないようにするための工夫

②適切な工程管理を行うための工夫

③別途発注工事と円滑に工事を進捗させるための工夫

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： R7徳土 鳴門総合運動公園 鳴・撫養立岩 野球場スコアボード改修工事

評 価 項 目

「施工上の課題への対応」の的確性

具 体 的 な 施 工 計 画

本工事は、鳴門総合運動公園の野球場のスコアボードを改修するものである。
公園内には陸上競技場や武道館、こども広場などの施設があり、平時から多くの県民が利用している。そのため、公園利用者に対し、資材搬入車両や重機等（以下「車両等」という。）が園路を走行する際の安全対策や資機材の飛来防止対策が必要となる。
また、放送室への各種機材搬入やサブスコアボード設置にあたっては、他工事との車両等が錯綜することから、車両等と作業員との接触事故を防止するとともに、メイン及びサブスコアボードの設置は、高所での作業のため、作業員の墜落事故や資材等の落下による負傷を防ぐ安全対策が必要である。
なお、建設産業の担い手の育成・確保の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組や、建設現場のイメージアップのほか、働きやすい就労環境の創出に取り組むこととしている。そのためには、効果的な取組の提案や、実施に向けての具体的な方策等が求められる。
これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。

①公園利用者に対する安全対策
②作業員に対する安全対策
③建設産業の担い手の確保・育成につながる現場環境改善等の取組

※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組みとして実施することとした提案については、その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。
※③の申請について、受注後、受注者の責によらない理由により実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名： R7徳土 鳴門総合運動公園 鳴・撫養立岩 野球場スコアボード改修工事

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
---------	------------------

具 体 的 な 施 工 計 画	
①公園利用者に対する安全対策 ②作業員に対する安全対策 ③建設産業の担い手の確保・育成につながる現場環境改善等の取組	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： R〇〇 〇〇〇〇〇工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画	
〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。 ① 〇〇・・・ ② △△・・・ ③ ■■・・・ ④ ××・・・ ※①～④の記述に対して、他の項目で評価することはないので、 テーマに沿った記述になっているか、再確認すること 特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。 なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。 また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。 ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合 ④ A4版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合 注1：手書きの場合も同様とする。 注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。 注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。 注4：空白行は、行数に含めない。 注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。 ＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。